

法務大臣認証裁判外紛争解決機関「日本不動産仲裁機構」 裁判外紛争解決 (ADR) 調停人基礎資格

Alternative Dispute Resolution

調停人基礎資格

法務大臣認証裁判外紛争解決機関
(一社)日本不動産仲裁機構

業務にも役立つ実践的な知識を得て、
ワンランク上の「専門家」へ！

一般社団法人
不動産競売流通協会 (FKR)
不動産競売流通市場の発展と豊かな住環境づくりを応援します

第10回
2020年度

競売不動産取扱主任者 資格試験

試験会場

全国 14 都市で開催

札幌 仙台 新潟 金沢 埼玉
千葉 東京 横浜 名古屋 大阪 広島
高松 福岡 那覇

合格発表

2021年1月13日(水)
※ホームページにて発表

受験資格

なし

※主任者登録には宅地建物取引士あるいは
宅地建物取引士合格等の要件があります。

出題形式

50 問
(四肢択一) ※マークシート形式

申込受付期間

郵送出願

2020年8月1日(土)～10月31日(土)

インターネット出願

※当日消印有効

2020年8月1日(土)～10月31日(土)

※23時59分迄

試験願書配布

※主要大手書店での設置配布もございます

2020年8月1日(土)～10月31日(土)

ホームページより請求

受験手数料

9,700 円 (税込)

新型コロナウイルス感染対策に関して



定員 50% 以下での試験実施

すべての試験会場で定員の 50% 以下の受験環境となります。



マスクの着用をお願い致します

受験時のマスク着用を義務付けさせていただきます。(受験者確認の為に一時外していただく場合もございます)

再度の緊急事態宣言発令など、試験が中止となった場合は、受験手数料を返金させていただきます。

試験に関する詳細・お問い合わせは協会ホームページへ

不動産競売流通協会

検索

【試験センター】一般社団法人不動産競売流通協会 (FKR) 住所: 〒105-0012 東京都港区芝大門 2 丁目 10-1 第一大門ビル 7 階

<https://fkr.or.jp>



受験から主任者登録までの流れ



受験



試験勉強におすすめ！

- ・公式テキスト&演習問題集
- ・競売不動産取扱主任者 DVD 講座
- ・試験対策直前講座 など



合格



登録講習



主任者証
交付



1. 申込方法

一般社団法人不動産競売流通協会ホームページより受験案内（願書）をご請求ください。

郵送・インターネットにて申込受付となります。

【受験案内（願書）配布機関】2020年8月1日（土）～10月31日（土）

【申込（出願）〆切】2020年10月31日（土）

【受験料】9,700円（税込）

【受験資格】なし

2. 試験（年1回実施）

【試験日】2020年12月13日（日）14:00～16:00（120分）

【試験地】全国14都市

札幌・仙台・新潟・金沢・埼玉・千葉・東京・横浜・名古屋・大阪
広島・高松・福岡・那覇

【出題形式】マークシート方式（四肢択一）で全50問

不動産競売実務、民事執行法、民事訴訟法、民法、宅地建物取引業法、都市計画法、建築基準法、税法、裁判所資料の正確な理解、競売不動産の出品から、落札、明渡までとその付随する物の法律知識等。

合格発表 2021年1月13日（水）

2019年度試験実績

受験者数：1,755名 合格者数：547名 合格率：31.16%

不動産業従事者6割 金融業従事者2割 士業1割 その他（学生含）1割
延べ受験者数：16,492名 競売不動産取扱主任者®登録者：3,000名

【登録の要件】

- ①宅地建物取引士（主任者）あるいは宅地建物取引士（主任者）試験合格者
- ②協会の主催する「競売不動産取扱主任者®」登録講習を受講した方。登録講習は別途費用（15,000円税別）

登録・主任者証交付手数料 15,000円（税別）主任者証の有効期限は交付日より5年間です。

更新は、更新時講習の受講後、新たな主任者証を交付いたします。
更新時講習と交付手数料を合わせて 18,000円（税別）になります。

法務大臣認証裁判外紛争解決機関「日本不動産仲裁機構」 ADR 調停人基礎資格

Alternative Dispute Resolution

調停人基礎資格

法務大臣認証裁判外紛争解決機関
（一社）日本不動産仲裁機構

競売不動産取扱主任者®は、日本不動産仲裁機構の調停人候補者の基礎資格です。

ADR調停人となった競売不動産取扱主任者®は、占有者解除トラブルに関するADR業務を実施することができます。

※通常、報酬を得て、明渡交渉のみを行うことは弁護士法において禁止される「非弁行為」でしたが、競売ADR調停人になることで合法的にトラブル解決まで実施できるようになります。

法務大臣より認証されていることで、信頼性が向上します。

本来、弁護士でない者は、報酬を得て法的なトラブルに介入することは認められていません（弁護士法第72条）

したがって、これまでは、業務上のお客様からの相談や現場調査などを受けた場合でも、トラブルの内容自体に関わることは弁護士法違反（非弁行為）となる恐れがありました。

法務大臣認証ADR調停人となることで、「不動産競売」専門分野の範囲については、報酬を得、認証ADRの手続において最終的な和解の斡旋までを正当な業務として実行可能となるため、

業務の信頼性が飛躍的に向上します。

